

平成27年（ネ）第2806号 慰謝料請求控訴事件

控訴人

被控訴人 東京電力株式会社

平成27年6月12日

東京高等裁判所 第20民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 紀藤正樹

外8名

控訴審証拠説明書（1）

甲号証	証拠の標目 (原本と写しの別)	日付	作成者	立証趣旨
172	47NEWS「静岡加工のシイタケ基準超 横浜のスーパーで販売」 写し	2012.2.9 (但し、プリントアウトは 2015.5.19)	株式会社全国新聞ネット（共同通信）	①平成24年1月以降も、国の暫定基準値（1キログラム当たり500ベクレル）を超える放射性物質を含む食品が市場に流通していたこと。 具体的には、平成24年2月に、静岡県藤枝市の業者が加工し、横浜市港北区のスーパーで販売されていた「乾燥シイタケ」から2077ベクレルの放射性セシウムが検出されたこと。 ②上記商品は、9県

					<p>で産出された椎茸を使用し、原産地名は「日本産」と表示されていたもので、業者は国内産シイタケを使用した全商品の自主回収を進めていると報じられ、一方、静岡県は9県の県名は「公表できない」としていたこと。</p> <p>③原判決（20頁16行目）の「平成24年以降、暫定規制値等を上回る放射性物質が検出された食品等が市場に流通した事実は確認されていない」との事実認定は明白な誤りであること。</p> <p>④国や県による出荷制限等の対策は、放射能汚染食品の流通を防ぐに、不十分であったこと。</p>
173	福島民報 「切り干しダイコンで基準値超え健康には影響なし」	写し	2012.2.14 (但し、プリントアウトは2015.5.19)	福島民報社	<p>①平成24年1月以降も、暫定基準値(1キログラム当たり500ベクレル)を超える放射性物質を含む食品が市場に流通していたこと。具体的には、平成24年1月14日～2月10日まで、JA新ふくしまで販売した「干しダイコン(千切り)」から1キログラム当たり3000</p>

					<p><u>ベクレルの放射性セシウムが検出されたこと。</u></p> <p>②原判決（20頁16行目）の「平成24年以降、暫定規制値等を上回る放射性物質が検出された食品等が市場に流通した事実は確認されていない」との事実認定は明白な誤りであること。</p> <p>③国や県による出荷制限等の対策は、放射能汚染食品の流通を防ぐに、不十分であったこと。</p>
174	47NEWS「徳島で乾燥シイタケが基準値超え 保育所に食材販売の業者」	写し	2012.5.3 (但し、プリントアウトは2015.5.19)	株式会社全国新聞ネット（共同通信）	<p>①平成24年4月以降も、新基準値（1キログラム当たり100ベクレル）を超える放射性物質を含む食品が市場に流通していたこと。具体的には、平成24年5月3日、徳島市の保育所に給食食材を販売している業者が扱う乾燥シイタケの一部から新基準値（1キログラム当たり100ベクレル）を超える放射性セシウムが検出されたこと。</p> <p>②<u>上記商品は、すでに保育所で給食として消費されており、</u>また、仕入れ元の大</p>

					<p>阪市の業者がどこから仕入れたのかもこの時点で不明であったこと。</p> <p>③上記商品について放射性セシウムの基準値超えが発覚したのは、<u>放射能汚染を心配した保育所の保護者が購入し、民間検査機関に依頼したのがきっかけであったこと。</u>すなわち、汚染食品の発生地は不明で、国や自治体等の検査では検知できなかったものであったこと。</p> <p>③原判決（20頁16行目）の「平成24年以降、暫定規制値等を上回る放射性物質が検出された食品等が市場に流通した事実は確認されていない」との事実認定は明白な誤りであること。</p>
175	<p>福島民報 「二本松のNPO製造「桑の葉パウダー」 県、自主回収を要請」</p>	写し	<p>2012.6.2 (但し、プリントアウトは 2015.5.19)</p>	福島民報社	<p>①平成24年4月以降も、新基準値（1キログラム当たり100ベクレル）を超える放射性物質を含む食品が市場に流通していたこと。具体的には、平成24年6月1日、福島県は、二本松市のNPO法人が製造、販売した「桑の葉パウダー」</p>

					<p>から1キログラム当たり390ベクレルの放射性セシウムが検出されたとして、同NPO法人に自主回収を要請したこと。</p> <p>②上記商品は、すでに<u>東京都の二店舗を含む店舗とインターネットで販売されていたものであって、国立医薬品食品衛生研究所が東京都内の店舗で購入して検査したところ判明したものであり、国や県では基準値超えを検知できていなかったこと。</u></p> <p>すなわち、国や自治体は、基準値を超えた放射能汚染食品の流通を防止できていなかったこと。</p> <p>④原判決（20頁16行目）の「平成24年以降、暫定規制値等を上回る放射性物質が検出された食品等が市場に流通した事実は確認されていない」との事実認定は明白な誤りであること。</p>
176	47NEWS「基準値超えのシイタケ流通新潟のスー	写し	2012.9.20 (但し、プリントアウトは2015.5.20)	株式会社全国新聞ネット(共同通信)	①平成24年4月以降も、新基準値(1キログラム当たり100ベクレル)を超える放射性物質を含

	パー」			<p>む食品が市場に流通していたこと。具体的には、<u>静岡県藤枝市の業者が平成23年12月に生産し、新潟県内のスーパーに流通した乾燥シイタケから1キログラム当たり1100ベクレルの放射性セシウムが検出されたこと。</u></p> <p>②上記商品は、平成23年2月に静岡県が自主回収を要請したものであり（甲172）、業者は県の調査に対し「東京都と神奈川県に出荷した」とし、2月に回収を完了したと報告していたものであったにもかかわらず、9月になり新潟での流通が発覚したこと。すなわち、<u>国や県は汚染食品の回収を確認できておらず、国や自治体は、基準値を超えた放射能汚染食品の流通を防止できていなかったこと。</u></p> <p>③原判決（20頁16行目）の「平成24年以降、暫定規制値等を上回る放射性物質が検出された食品等が市場に流通した事実は確認されて</p>
--	-----	--	--	---

					ない」との事実認定は明白な誤りであること。
177 の1	厚生労働省 ホームページ「食品中の放射性物質の検査結果について（第787報）」	写し	2013.12.12 (但し、プリントアウトは 2015.4.14)	厚生労働省	①平成25年12月9日に採取され、 <u>市場に流通していた宮城県産原木シイタケから、1キログラム当たり110ベクレルの放射性セシウムが検出されたこと。</u>
177 の2	「3 国立医薬品食品衛生研究所における検査」と題する文書	写し	同上	国立医薬品食品衛生研究所	②すなわち、本件は市場で販売されていた商品をサンプリングすることで事後的に基準値超えを見つけたものであり、国や自治体は基準値を超えた放射能汚染食品の市場への流通を完全には防止できていない事実。また、本件についての原因や流通状況などの詳細情報が、厚生労働省による本記事に公開されていない事実。 ③原判決（20頁16行目）の「平成24年以降、暫定規制値等を上回る放射性物質が検出された食品等が市場に流通した事実は確認されていない」との事実認定は明白な誤りであること。 なお、甲177の2の文書（PDF）

					は、甲177の1の「3 国立医薬品食品衛生研究所における検査結果」にリンクをはる形で公開されている。
178 の1	群馬県ホームページ （【9月1日】『原木椎茸粉末』の自主回収について（食品衛生課））	写し	2014.9.1 （但し、プリントアウトは2015.5.19）	群馬県	<p>①平成24年4月以降も、新基準値（1キログラム当たり100ベクレル）を超える放射性物質を含む食品が市場に流通していたこと。具体的には、平成26年8月26日、群馬県甘楽郡内の農産物直売所で販売されていた「原木椎茸粉末」から1キログラム当たり140ベクレルの放射性セシウムが検出されたこと。</p> <p>②上記商品について、上記直販所を管轄する富岡保健福祉事務所は、上記直販所に対して販売自粛を指導したこと。</p> <p>③原判決（20頁16行目）の「平成24年以降、暫定規制値等を上回る放射性物質が検出された食品等が市場に流通した事実は確認されていない」との事実認定は明白な誤りであること。</p> <p>④国や県による出荷制限等の対策は、放</p>

					射能汚染食品の流通を防ぐに、不十分であったこと。
178 の2	東京新聞 「【群馬】 シイタケ粉 末から基準 値超セシウ ム 県内 初」と題す る記事	写し	2014.9.2 (但し、プリン トアウトは 2015.5.19)	東京新聞（但し ウェブアーカイ ブ上に保存、公 開されていたも の)	同上。 店頭にあった3パ ックは撤去された が、 <u>4月以降に12 0パックが既に販売 されて市場に流出し てしまっているこ と。</u> なお、本件の基準 値超が判明したの は、厚生労働省の委 託により国立医薬品 食品衛生研究所が抜 き打ちで買い上げて 検査した結果である こと（すなわち、自 治体の検査からは漏 れていたこと）。
179	食品事故情 報告知文	写し	2014.9.22 (但し、プリン トアウトは 2015.6.10)	財団法人食品産 業センター	①平成24年4月以 降も、新基準値（1 キログラム当たり1 00ベクレル）を超 える放射性物質を含 む食品が市場に流通 していたこと。具体 的には、 <u>平成26年 9月14日～9月1 6日まで仙台三越百 貨店の食品売場で販 売していた「サクラ シメジ」から新基準 値（1キログラム当 たり100ベクレ ル）を超過する放射 性セシウムが検出さ れたこと。</u> ②原判決（20頁1

					<p>6行目)の「平成24年以降、暫定規制値等を上回る放射性物質が検出された食品等が市場に流通した事実は確認されていない」との事実認定は明白な誤りであること。</p> <p>③国や県による出荷制限等の対策は、放射能汚染食品の流通を防ぐに、不十分であったこと。</p>
180	<p>ちばとび (千葉日報ウェブ)「市原産のきのこ粉末 千葉県、業者に回収指示 放射性セシウム基準超で」</p>	写し	<p>2015.3.7 (但し、プリントアウトは2015.4.14)</p>	千葉日报社	<p>①平成24年4月以降も、新基準値(1キログラム当たり100ベクレル)を超える放射性物質を含む食品が市場に流通していたこと。具体的には、平成27年3月6日、千葉県産のシイタケとヒラタケを粉末にした「きのこ子パウダー」から1キログラム当たり190ベクレルの放射性セシウムが検出されたこと。<u>4～8袋が原告の住む東京都渋谷区の「青山ファーマーズマーケット」(甲140、34頁に記載の「青山の国連大学の前の野菜のマーケット」のこと)で販売されたこと。</u></p> <p>②上記商品について</p>

					<p>放射性セシウムの基準値超えが発覚したのは、<u>消費者が自主検査し、市原市に連絡したのがきっかけ</u>であったこと。すなわち、国や自治体は、基準値を超えた放射能汚染食品の流通を防止できていなかったこと。</p> <p>③原判決（20頁16行目）の「平成24年以降、暫定規制値等を上回る放射性物質が検出された食品等が市場に流通した事実は確認されていない」との事実認定は明白な誤りであること。</p>
181	<p>『想定外』を一蹴 「福島事故 IAEA 報告書」等の見出しの新聞記事</p>	原本	2015.5.25	東京新聞	<p>① 被控訴人の福島第一原発事故（以下「本件原発事故」）の発生当時、被控訴人らは「想定外」との弁明をしていたところ、国際原子力機関（IAEA）は、同事故に関する最終報告書において、かかる言い訳を「原発の安全性を過信し、発生確率が低い災害などに十分備えてこなかった」として一蹴し、痛烈に批判している事実。</p> <p>② 同報告書には、被控訴人が IAEA</p>

					<p>の勧告に反して福島第一原発に確率論的安全評価（PSA）を十分適用せず、浸水対策が不足していたこと等が指摘されている事実。</p> <p>より具体的には、「東電は福島県沖でマグニチュード(M) 8.3の地震が発生すれば最大で約十五メートルの津波が第一原発に達すると試算していたが、対策を取らなかった」「第一原発の設計は、津波のような外的な危険要因に十分対応していなかった」「原発で働く東電社員らは津波による電源喪失や冷却機能の喪失に十分な備えがなかった。適切な訓練を受けず、原発の状況悪化に対応できる機器もなかった。」「過酷事故の管理や安全文化でも国際慣行との違いが目立った」等と、同報告書で指摘されている事実。</p> <p>③したがって、未曾有の被害をもたらし、控訴人を含む東京都内に住む一般市民にまで不安と恐怖をもたらし、損害をもたらした本件原発</p>
--	--	--	--	--	--

					事故の発生について、被控訴人には重大な過失があった事実。
182 の1	平成26年(ヨ)第31号 仮処分決定書(なお、別紙当事者目録47頁ないし48頁を省いたもの)	写し	2015.4.14	福井地方裁判所 民事第2部 裁判長裁判官樋口英明、裁判官原島麻由、及び同三宅由子	<p>甲136と同じ。</p> <p>関西電力高浜原子力発電所3号機、4号機の運転差止の仮処分が、福井地方裁判所により決定され、甲136と同様、裁判所が、原発事故がひとたび起きれば、当該原発から250キロ圏に被害が及ぶ蓋然性を認めていること。</p> <p>この決定において裁判所は、本件原発事故後に強化された安全基準、規制に準拠してさえも、「高浜原発から250キロメートル圏内に居住する債権者らは、本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険性がある」(45頁)としたものである。</p> <p>なお甲136は、大飯原発の差し止めを判断するにあたり、「放射性物質のもたらす健康被害について楽観的な見方をした上で避難区域は最小限のもので足りるとする見解の正当</p>

					<p>性に重大な疑問」があるとし、「250キロメートルという数字は緊急時に想定された数字にしかすぎずないが、だからといってこの数字が直ちに過大であると判断することはできない」(39頁)などとし、「原告らのうち、大飯原発から250キロメートル圏内に居住する者(別紙原告目録1記載の各原告)は、本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認められるから、これらの原告らの請求を認容すべきである」(67頁)と判示している。</p> <p>本件原発事故においては、現実に放射性物質を含むプルームは福島第一原発から250キロ圏内に入る東京23区にも優に及んでいる(甲4の75頁等)。</p> <p>東京23区が、250キロ圏内であることについては、甲132の21頁の地図からも明らかである。また甲73の12頁は、チェルノブイリ事故のケースで</p>
--	--	--	--	--	---

					<p>あるが、被害は250キロ圏に優に及んでいる。</p> <p>以上から原子力事業者である被控訴人は、当然に、ひとたび事故がおきれば、当該原子力発電所から250キロ圏内に入る東京23区も「直接的にその人格権が侵害される具体的な危険性がある」ことを、事故前から当然に認識し、認識得た事実等。</p> <p>そしてこのような被控訴人の認識は、当然に、損害の公平な調整である不法行為において、相当因果関係の判断に反映されるべきこと。</p>
182 の2	同上決定書 (要旨)	写し	同上	同上	<p>本件は、甲182の1のマスコミ配布向けの要約版である。甲182の1の読みやすさの便宜のために、あえて証拠として提出したものである。</p>
183	平成27年(ε)第39号 仮処分執行停止申立事件 決定書	写し	2015.5.18	福島地方裁判所 民事第2部 裁判長 裁判官 林潤、裁判官 山口敦士、及び同中村修輔	<p>甲182の決定に対して、関西電力株式会社から仮処分執行停止が申立てられ、関西電力は技術的にも詳細に反論したにも関わらず、甲182の決定とは、福島地方裁判所民事</p>

					第2部の別の裁判体において却下され、甲182の1の決定が維持された事実。 すなわち、原子力発電所から250キロ圏内の住民にとって危険性があることが、あらためて認められた事実。
184	日本テレビ 世論調査	写し	2015.4.19(但しプリントアウトは 2015.6.10)	日本テレビ	甲182の決定がきわめて常識的であり、国民に広く受け入れられており、反対は11.8%であるのに対し、65.7%の国民が福井地方裁判所の判断を支持している事実。
185 の1	寺田学民主党副幹事長(本件原発事故当時「総理大臣補佐官」)のブログ	写し	2015.3.3～ 2015.3.27(但しプリントアウトは 2015.6.9)	寺田学	主な立証趣旨は、当該証拠にアンダーラインを引いた部分である。 これを要約すると、 ①本件原発事故があった3月11日から3月末ころまでの首相官邸の状況、被控訴人の状況等。
185 の2	同上	写し	同上	同上	本件原発事故の発生及び被控訴人の事故後の対応に大きく問題があり、国民の被害が拡大していった事実等。 ②本件原発事故について政府が一般市民に向けて発表していた(甲53の1ない
185 の3	同上	写し	同上	同上	
185 の4	同上	写し	同上	同上	
185 の5	同上	写し	同上	同上	
185 の6	同上	写し	同上	同上	
185 の7	同上	写し	同上	同上	
185 の8	同上	写し	同上	同上	

					<p>し6等) 事実と異なり、本件原発事故は、発生当初から極めて切迫・危機的な状況であり、原子炉の爆発やメルトダウンによる放射能汚染の広がりにより強い危機感と恐怖感を抱いていた事実。</p> <p>実際に、被控訴人が事故の現場からの「撤退」を申し入れるほどの危機的状況が発生しており、「国のトップが国民の一部に対し決死の作業を命じ」、「多くの国民を守る為に、一部の人間に犠牲になってもらう」(甲185の4、4頁) という決断を迫られるほど、事態が切迫していた事実。</p> <p>③官邸が1号機の爆発を知ったのは、発生から1時間後にテレビ報道を通じてであったこと、爆発から1時間を経ても爆発の実態が、「テレビ会議システム」等を有し、当然にこれをリアルタイムで認識していた被控訴人側から官邸に何ら報告されず、これらのテレビ会議システムの存在自体、首相官邸</p>
--	--	--	--	--	--

					<p>側が認識したのは、首相らが東電本社に乗り込んだ14日夜になって初めてのことであったこと（甲185の5の6頁から7頁）。</p> <p>被控訴人の職員が官邸に「ベント弁は何カ所もあるので、万が一に一つが開かなくても、他のベント弁が開きます」「大丈夫です。本当に」（甲185の4、2頁）などと事実とかけ離れた説明をしたこと等。</p> <p>すなわち、本件原発事故が日本に破滅的危機をもたらしているにもかかわらず、被控訴人から官邸への本件原発事故に関する情報の伝達は、不足、遅延、事実と異なるなど、本件原発事故直後の公表を含む事故対応の問題は、被控訴人側にもつぱら帰責原因があった事実。</p> <p>④官邸は3号機の「黒煙を伴う」爆発をテレビ報道で初めて知った事実（甲185の4、3頁）。なお、被控訴人はこの爆発について「福島第一原子力発電所3</p>
--	--	--	--	--	--

				<p>号機付近での白煙発生について」と、虚偽とも認識し得る標題を付けたプレスリリースを出している（甲35の1ないし4）。</p> <p>⑤<u>2015年3月15日には、被控訴人の本社に駐在していた細野補佐官(当時)から官邸に「渋谷の線量、通常の100倍」とメールで連絡があった事実</u>（甲185の6、3頁）。なお、控訴人は渋谷区の住民であったが、この情報は一般市民に向けて発表されることはなく、控訴人の子供達の不要な被曝を回避する機会も与えられなかった。</p> <p>⑥<u>本件原発事故当時官邸に居た寺田氏に、「避難した方がいいか」、「東京はもうダメなのか」といった友人からのメールが続々と寄せられた事実</u>(甲185の6、4頁)。すなわち、<u>本件原発事故およびそれに伴う放射能汚染への不安と恐怖は、東京都民を含む一般市民が共有していたものであり、控訴人だけの特異なもので</u></p>
--	--	--	--	---

					<p>ない事実。</p> <p>⑦「最悪のシナリオ」(甲129、「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」)が官邸内で共有された経緯とその内容。<u>東京も避難地域になり、「首都移転」が必要になる可能性が現実的な可能性として官邸内で共有されていた事実。</u></p> <p>すなわち、本件原発事故について控訴人を含む一般市民は、十分正確な事実を知らされずに重大な危機にさらされたものであった事実。現実起きた本件原発事故での相次ぐ爆発や、東京都内でも発生した放射線量上昇等を一般市民は後手後手に報道から知ることになったが、それらにより一般市民が抱いた恐怖や不安、また家族を守る為に行った様々な努力は、官邸が抱いた危機感や現実直面していた危険からすれば、当然のものであった事実等。</p>
186	同上	写し	同上	同上	<p>寺田学氏の経歴。</p> <p>同人が本件原発事故時、総理大臣補佐官として、首相官邸</p>

					内及び被控訴人の実情を知りえる立場にあったこと。なお同人は現在、民主党副幹事長の職にある。
--	--	--	--	--	---